

Client Alert - Financial Sector

2022年9月号 (Vol.2)

1. はじめに
2. 全般
3. 銀行・貸金
4. 保険
5. 証券（一種、二種、金融仲介）
6. アセットマネジメント（投資信託、投資一任、ファンド、投資助言）
7. バンキング、ストラクチャードファイナンス
8. 資金移動、前払式支払手段、電子決済等代行業
9. クレジットカード（割販法）
10. 犯収法
11. データ・セキュリティ
12. サステナビリティ

1. はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所では、各分野の近時のリーガルニュースを集めて、Client Alert - Financial Sector 2022年9月号 (Vol.2) を作成いたしました。金融セクターにおける実務の一助となれば幸いに存じます。

2. 全般

(1) 2022 事務年度金融行政方針の公表

金融庁は、2022年8月31日、2022事務年度の金融行政における重点課題及び金融行政に取り組む上での方針を、「金融行政方針」として策定し、公表しました¹。

その概要は、以下のとおりとなります。

¹ <https://www.fsa.go.jp/news/r4/20220831/20220831.html>

Client Alert - Financial Sector

2022 事務年度 金融行政方針の概要

1. 経済や国民生活の安定を支え、その後の成長へと繋ぐ

- ① 事業者支援の一層の推進
 - ・資金繰り支援や経営改善・事業転換支援・事業再生支援等の事業者に寄り添ったきめ細かな支援を、金融機関に対して促す
 - ・財務局における「事業者支援体制プロジェクト」を発展させる
 - ・金融機関に対して、「中小企業の事業再生に関するガイドライン」やREVIC等のファンドの活用を促す
- ② 地域経済の活性化に向けた事業者支援能力の向上
 - ・地域金融機関の現場職員が事業者支援のノウハウを共有する取組みを後押しする
 - ・現場職員が経験に関わらず円滑に事業者支援に着手できるよう、事業者支援のニーズが予想される業種を中心に、事業者支援に当たった業種別の着眼点をまとめる
 - ・地域金融機関による金融面以外の事業者支援を後押しとして、経営人材のマッチングの促進や、事業者のデジタル化支援のための地域金融機関の取組みの後押し（関係省庁として連携して行う各種補助事業の周知等）を行う
- ③ 経営者保証に依存しない融資慣行の確立に取り組む
- ④ 事業全体に対する担保権の早期制度化に取り組む
- ⑤ 利用者目線に立った金融サービスの普及
 - ・複雑な金融商品の取扱いを含め、金融商品の組成・販売・管理等に関する態勢整備を促す
- ⑥ マネーローダリング・テロ資金供与・拡散金融対策、サイバーセキュリティ、システムリスク管理態勢の強化に向け、世界情勢等を踏まえた対応を促す
- ⑦ 経済安全保障上の対応
 - ・2022年5月に成立した経済安全保障推進法の円滑な施行に向けて、関係機関との連携や事業者との丁寧な対話に努める

2. 社会課題解決による新たな成長が国民に還元される金融システムを構築する

- ① 国民の安定的な資産形成の促進
 - ・「資産所得倍増プラン」を策定することも踏まえ、NISAの抜本的拡充や国民の金融リテラシーの向上に取り組むとともに、金融事業者による顧客本位の業務運営の確保に向けた取組みを促す
- ② 資産運用の高度化
 - ・資産運用会社のプロダクトガバナンス体制について、顧客利益最優先の観点から経営陣主導により実効性確保に向けた取組みが行われているか、その具体的な対応状況や成果につき、重点的に対話を行う

Client Alert - Financial Sector

- ・生命保険会社や年金基金などのアセットオーナーのほか、資産運用会社、関係省庁、アカデミア、有識者、国際機関等と連携し、長期的持続的な保有・受託資産の増大に向けた運用上の課題等を検討する
- ③ スタートアップ等の成長を促すための資本市場の機能強化
 - ・上場プロセスの見直し、私設取引システム（PTS）を活用した非上場株式の流通の円滑化、投資信託への非上場株式の組み入れに関する枠組みの整備等に取り組む
- ④ 非財務情報の開示の充実
 - ・中長期的な企業価値の向上に向け、人的資本を含む非財務情報の充実や四半期開示の見直しに取り組む
- ⑤ サステナブルファイナンスの推進
 - ・企業と金融機関が対話するためのガイダンスの策定、多様な投資家によるインパクト投資の促進、アセットオーナーにおける運用上の課題の把握を行う
 - ・特に、気候変動については、トランジションファイナンス推進のための環境整備を進める
- ⑥ デジタル社会の実現
 - ・Web3.0 やメタバース等の発展に向けた動きを金融面から推進すべく、デジタルマネーや暗号資産等に関する環境整備を進める
- ⑦ 国際金融センターの発展
 - ・海外資産運用業者等の参入促進に向けた環境整備に引き続き取り組むほか、ニーズ・課題を幅広く把握し、きめ細かな情報発信を行う

3. 金融行政をさらに進化させる

- ① 金融行政を担う組織としての力の向上
 - ・職員の専門性の向上を図るとともに、職員の主体性・自主性を重視し、誰もが生き生きと働ける環境を整備する
 - ・財務局との更なる連携・協働を推進する
- ② 金融行政におけるデータ活用的高度化
 - ・データ活用的高度化による多面的な実態把握を推進する
- ③ 国内外への政策発信力の強化
 - ・国際的ネットワークの強化を図るとともに、タイムリーで効果的・効率的な情報発信に戦略的に取り組む

(以上、2.(1) 金融行政方針について)

カウンセル 篠原 孝典
 ☎ 03-6266-8783
 ✉ takanori.shinohara@mhm-global.com

Client Alert - Financial Sector

(2) 令和5年度税制改正要望の公表

財務省は、2022年8月31日、各府省庁から提出のあった「令和5年度税制改正要望項目」を公表しました²。このうち、金融庁から提出のあった主な要望項目は以下のとおりです。

金融所得課税の一体化等従来から要望されているものに加えて、金融行政方針でも掲げられている、国民の安定的な資産形成のための「資産所得倍増プラン」の策定に関連したNISAの抜本的拡充（下記1）や、デジタルマネーや暗号資産等に関する環境整備に関連した暗号資産の期末時価評価課税に係る見直し（下記4）等が、新たに要望されています。

今後は、12月頃に行われる税制改正の大綱の閣議決定に向けて、政府税制調査会や与党税制調査会で検討・審議が行われていくことになります。

| 令和5年度税制改正要望における主な要望項目 | |
|-------------------------|---|
| 1. 「資産所得倍増プラン」関連要望 | <ul style="list-style-type: none"> ① NISAの抜本的拡充 ② 資産形成促進に関する費用に係る法人税の税額控除の導入 ③ 教育資金一括贈与制度の拡充等（教育団体等への寄付、投信信託での運用等）〔文部科学省主担〕 ④ 金融所得課税の一体化〔農林水産省・経済産業省が共同要望〕 |
| 2. クロスボーダー取引に係る税制上の環境整備 | <ul style="list-style-type: none"> ① 海外進出における支店/子会社形態の税制上のイコールフットイング ② 海外ファンドとの債券現先取引（レポ取引）に係る非課税措置の恒久化〔財務省が共同要望〕 |
| 3. 保険等 | <ul style="list-style-type: none"> ① サイバーセキュリティ対策を含むシステムリスク管理態勢の整備状況及び持続可能なビジネスモデルの構築に向けた取り組み状況 ② 委託手数料無料化の動き、取扱金融商品の増大、金融商品仲介業者を活用した対面営業への進出・拡大等のビジネスモデルの変化を踏まえた内部管理態勢の整備状況〔厚生労働省主担〕 |
| 4. 暗号資産 | <ul style="list-style-type: none"> ① 暗号資産の期末時価評価課税に係る見直し〔経済産業省が共同要望〕 |

（以上、2.(2) 税制改正要望について）

シニア・アソシエイト 白根 央
 ☎ 03-6266-8917
 ✉ hiroshi.shirane@mhm-global.com

² https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2023/request/index.html

Client Alert - Financial Sector

3. 銀行・貸金

(1) 他業銀行業高度化等会社の認可に関する明確化等の監督指針の改正

金融庁は、2022年8月9日、「『中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針』等の改正案に対するパブリックコメントの結果等について」を公表しました³。

他業銀行業高度化等会社の認可に際しては、出資の全額が毀損しても銀行グループの健全性等に影響がないことが求められることから⁴、他業銀行業高度化等会社の業務の実現可能性や実施予定の業務に係るリスク等の詳細を確認することまでは求められないこととされています。他方、銀行は子会社の経営管理を行う必要があること等から⁵、他業銀行業高度化等会社の議決権取得に際して経営管理態勢やリスク管理態勢に追加すべき態勢について確認することとされています。

(以上、3. 銀行・貸金について)

カウンセラー 湯川 昌紀
☎ 03-6266-8764
✉ masaki.yukawa@mhm-global.com

4. 保険

(1) 経済価値ベースの評価・監督手法に関するフィールドテスト（2022年）の仕様書及びテンプレートの公表

金融庁は、2022年8月31日、ソルベンシー規制等に係る経済価値ベースの評価・監督手法に関するフィールドテスト（2022年）の仕様書及びテンプレートを公表しました⁶。「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議」における議論や「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する基本的な内容の暫定決定」等を踏まえ、全保険会社を対象に経済価値ベースの評価・監督手法の検討に関するフィールドテストを実施するとしています。

(2) 保険会社等に対する入院給付金の取扱い等に係る要請

金融庁は、2022年8月30日、新型コロナウイルス感染症に関して医療機関や保健所の更なる負担軽減のために、保険会社等に対して、療養証明書の発行を医療機関や

³ <https://www.fsa.go.jp/news/r4/qinkou/20220809/20220809.html>

⁴ 銀行法施行規則 17 条の 5 の 2 第 2 項 2 号。

⁵ 銀行法 16 条の 3。

⁶ https://www.fsa.go.jp/policy/economic_value-based_solveny/index.html

Client Alert - Financial Sector

保健所に求めない事務の構築について、可及的速やかに検討を行うよう要請しました⁷。

また、多くの保険会社等では、金融庁の2020年4月10日の要請を踏まえ、いわゆる「みなし入院」に対しても入院給付金を支払う対応をしてきたところです。今般、金融庁は、9月1日、政府において新型コロナウイルス感染症に係る発生届の範囲を全国一律に重症化リスクの高い者に限定する方向で検討が行われていることから、保険会社等に対して、「みなし入院」に対する入院給付金の取扱い等について、支払対象も含め可及的速やかに検討を行うよう要請しました⁸。

(3) 「顧客本位の業務運営に関する原則」に基づく取組方針・取組状況を公表した金融事業者リスト（2022年6月末時点）の公表

金融庁は、2022年9月9日（9月13日更新）、「顧客本位の業務運営に関する原則」に基づく取組方針・取組状況を公表した「金融事業者リスト」への掲載を希望する者から6月30日までに報告があったもののうち、掲載要件に照らして確認・取りまとめたものを公表しています⁹。次回の報告期限は10月31日となっています。

金融庁は、2022年1月18日に、外貨建保険の共通KPI（運用評価別顧客比率、銘柄別コスト・リターン）を公表し、外貨建保険の販売会社に対して、共通KPIに関する自社の数値を公表するとともに、金融庁に報告することを期待していました¹⁰。このような外貨建保険の共通KPIに関しても、3月31日までに報告されたものを集計・分析したものが上記の「金融事業者リスト」とあわせて公表されています¹¹。

(4) 保険会社における障がい者等に配慮した取組みに関するアンケート調査の結果について

金融庁は、2022年9月14日、各保険会社に対して行った2022年3月末時点での障がい者等に配慮した取組状況についてアンケート調査の結果を公表しました¹²。各保険会社においては、引き続き、障がい者等の利便性向上に向けた取組みを推進するよう要請されています。

(5) 「保険会社向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）の公表

金融庁は、2022年9月14日、「保険会社向けの総合的な監督指針」及び「認可特定保険業者向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）を公表しました。

⁷ <https://www.fsa.go.jp/news/r4/hoken/20220902/01.pdf>

⁸ <https://www.fsa.go.jp/news/r4/hoken/20220902/02.pdf>

⁹ https://www.fsa.go.jp/news/r4/kokyakuhoni/20220909/fd_20220909.html

¹⁰ <https://www.fsa.go.jp/news/r3/hoken/20220118/20220118.html>

¹¹ https://www.fsa.go.jp/news/r4/kokyakuhoni/20220909/kpi_hoken_220909.pdf

¹² <https://www.fsa.go.jp/news/r4/hoken/20220914/20220914.html>

Client Alert - Financial Sector

保険分野においては、障がい者等に配慮した取組みが進展しつつありますが、具体的な利便性を向上させる対応について、一層の取組みが期待されており、このような取組みが恒久的に定着するよう、指針の改正を実施するものとされています。金融庁は、本件について、10月14日まで意見を募集しています。

(以上、4. 保険について)

パートナー 吉田 和央
☎ 03-6266-8735
✉ kazuo.yoshida@mhm-global.com
アソシエイト 福島 邦真
☎ 03-5293-4930
✉ kunimasa.fukushima@mhm-global.com

5. 証券（一種、二種、金融仲介）

(1) 「令和4事務年度 証券モニタリング基本方針」の公表

証券取引等監視委員会は、2022年8月2日、「令和4事務年度 証券モニタリング基本方針」（以下「本証券モニタリング基本方針」といいます。）を公表しました¹³。

本証券モニタリング基本方針は、近年の金融商品取引業者等（以下「金商業者等」といいます。）を取り巻く環境等を踏まえ、令和4事務年度（2022年7月1日～2023年6月30日）における、金商業者等に対する法令上の検査その他のモニタリング（証券モニタリング）の主な検証事項を示しています。

令和4事務年度においては、以下の事項が主な検証事項として挙げられており、今後、これらの事項に対しては特に重点的にモニタリングが行われることが見込まれるため、関係各業者においては、下記の事項に対する一層の点検が求められます。

業態横断的な検証事項

- ① 適合性原則を踏まえた適正な投資勧誘等に重点を置いた内部管理態勢の構築・顧客本位の業務運営を踏まえた販売状況
- ② デジタルライゼーションの進展等を踏まえたビジネスモデルの変化と、それに対応した内部管理態勢の構築
- ③ サイバーセキュリティ対策の十分性やデジタルライゼーションの進展に伴うシステムリスク管理（外部委託先の管理を含む。）の対応状況
- ④ AML/CFTに係る内部管理態勢の定着状況
- ⑤ 内部監査の結果及び自主規制機関の監査等で指摘された事項に係る改善策及び再発防止策の取組状況

¹³ https://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2022/2022/20220802.html

Client Alert - Financial Sector

| 規模・業態別の検証事項 | |
|-----------------------------|--|
| 大手証券会社グループ | |
| ① | ガバナンスやリスク管理態勢の整備状況 |
| ② | 持続可能なビジネスモデルの構築に向けた取り組み状況 ¹⁴ |
| ③ | 営業店における営業実態 |
| ④ | 銀証ファイアーウォール規制の見直しも踏まえた顧客情報管理態勢及び利益相反管理態勢等の整備状況 |
| 外国証券会社 | |
| ① | グループ戦略の一環としてのバックオフィス業務の海外委託の進展等に対応した内部管理態勢 |
| ② | システムリスク管理態勢の整備状況等 |
| ③ | 国内金融機関等向けに提供する金融商品の販売管理態勢の整備状況 |
| ネット系証券会社 | |
| ① | サイバーセキュリティ対策を含むシステムリスク管理態勢の整備状況及び持続可能なビジネスモデルの構築に向けた取り組み状況 |
| ② | 委託手数料無料化の動き、取扱金融商品の増大、金融商品仲介業者を活用した対面営業への進出・拡大等のビジネスモデルの変化を踏まえた内部管理態勢の整備状況 |
| 準大手証券、地域証券会社（地域銀行系証券会社を含む。） | |
| ① | 不適切な投資勧誘や仕組債販売に関する苦情を踏まえた、適合性の原則への対応等 |
| ② | グループ内の登録金融機関から顧客紹介等を受けて仕組債を販売している証券会社について、銀証連携による販売管理態勢 |
| ③ | 主要株主や経営体制が変更された証券会社について、ビジネスモデルやガバナンスの観点からの内部管理態勢 |
| 外国為替証拠金取引業者 | |
| ① | サイバーセキュリティ対策を含むシステムリスク管理態勢の整備状況 |
| ② | 広告規制違反、販売・勧誘における適正な内部管理態勢の整備状況 |
| ③ | 昨今の為替相場における急激な変動も踏まえた、リスク情報の開示、ストレステストを通じた自己資本への反映状況、取引データの保存・報告態勢の整備状況 |

¹⁴ 上記①及び②に関しては、「仕組債のように複雑なリスク構造を持つ商品の販売勧誘に係る苦情が見られること、米国投資会社の破綻事案でガバナンスやリスク管理に係る課題が明らかとなったこと等を踏まえ」とされており、米国の投資会社アルケゴスによる破綻事案が念頭にあるものと推察されます。アルケゴスの破綻事案に関しては、2022年4月20日付で、金融庁から「米国投資会社の破綻事案を踏まえた監督上の留意点と対応について」(https://www.fsa.go.jp/news/r3/shouken/20220420_fsaletter.html) が公表されています。

Client Alert - Financial Sector

| |
|--|
| 投資運用業者 |
| ① 運用の実態把握、運用管理態勢（外部委託運用に対するものを含む）、利益相反管理態勢の整備状況等 |
| 投資助言・代理業者 |
| ① 顧客に誤解を生じさせる広告手法や、虚偽の説明による勧誘行為等の投資者保護上問題のある行為の有無 |
| 第二種金融商品取引業者、適格機関投資家等特例業務届出者 |
| ① 高利回りを掲げたファンドや出資対象事業の実在性等に着目し、投資者等から寄せられた情報の分析等を通じたリスクベースの検証 |
| ② 第二種金融商品取引業者による貸付型ファンドの取得勧誘に関して、貸付先の情報開示やファンドの審査状況等 |
| 金融商品仲介業者・その他の証券モニタリング対象先 |
| ① 金融商品仲介業者について、ネット系証券会社等において金融商品仲介業者を活用した対面営業への進出・拡大等が認められることから、投資勧誘等の適正性のほか、所属金融商品取引業者による管理態勢の十分性 |
| ② 登録金融機関、信用格付業者、証券金融会社、自主規制機関等については、各業態の特性を踏まえたリスクベースでの証券モニタリング |
| 無登録業者 |
| ① 裁判所への違反行為の禁止命令等の申立てに係る調査権限の積極的活用 |
| ② 無登録業者の名称・代表者名・法令違反行為等の公表、無登録業者との取引に係る注意喚起や投資家へのメッセージの掲載等を含めた情報発信の強化 |
| ③ 金融庁関連部局、各財務局等、捜査当局及び消費者庁等との連携 |

(2) 令和4年版「証券モニタリング概要・事例集」の公表

証券取引等監視委員会は、2022年8月、令和4年度版「証券モニタリング概要・事例集」（以下「本証券モニタリング概要・事例集」といいます。）を公表しました¹⁵。

本証券モニタリング概要・事例集は、金商業者等の法令等遵守態勢及び内部管理態勢の改善・向上に資することを目的に、令和3事務年度（2021年7月1日～2022年6月30日）に関する、金商業者等に対する検査を通じて把握した問題点等を紹介しています。

¹⁵ <https://www.fsa.go.jp/sesc/kensa/shitekijirei/2022.pdf>

Client Alert - Financial Sector

令和 3 事務年度における主な検証事項は、2021 年 8 月 6 日に公表された「令和 3 事務年度 証券モニタリング基本方針」¹⁶に挙げられたとおりであり、令和 3 事務年度における検査の状況は以下のとおりとされています。

- 検査への着手：44 者
- 検査の完了：44 者（前事務年度からの継続分を含む。）
- 勧告等：4 者
- 問題点の通知：22 者

これらの勧告・通知事例については本証券モニタリング概要・事例集において、一部、その概要が紹介されています。

(3) 最終指定親会社グループへの大口信用供与規制の導入

金融庁は、2022 年 9 月 9 日、「最終指定親会社が当該最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める大口信用供与等に係る健全性の状況を表示する基準を定める件（案）」等¹⁷を公表し、これらについて 2022 年 10 月 10 日をコメント期限とするパブリックコメント手続を開始しました。

この金融庁長官告示は、最終指定親会社¹⁸に対して、新たに大口信用供与規制（LEX 規制）を導入するものです。大口信用供与規制は、その業務の健全性の確保を目的として、資産の危険分散や、信用の広く適切な配分といった観点から、これまで、銀行等に対して特定の企業・企業グループに対する貸出等の信用供与等が銀行等の自己資本の一定割合を超えることを禁止していた規制ですが、この告示指定によって、特定の証券会社に対してもその適用が開始されることになります。

(4) 東証「IPO 等に関する見直しの方針について」の公表

株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）は、2022 年 8 月 24 日、「IPO 等に関する見直しの方針について」（以下「本方針」といいます。）を公表しました¹⁹。本方針は、新規上場の品質を維持しながら、新たな産業の担い手となるスタートアップに多様な新規上場手段を提供する観点から、現在、日本証券業協会において検討が

¹⁶ https://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2021/2021/20210806-1.html

¹⁷ <https://www.fsa.go.jp/news/r4/shouken/20220909/20220909.html>

¹⁸ 金商法 57 条の 12 第 1 項による指定を受けた金融商品取引業者（特別金融商品取引業者）の親会社（指定親会社）のうち、その親会社のうちに当該指定親会社と同一の対象特別金融商品取引業者に係る指定親会社である会社がないもの（すなわち、最終親会社）を「最終指定親会社」として定義しており、本レポートの執筆時点においては、2011 年 4 月 22 日付金融庁告示第 46 号「金融商品取引法第五十七条の十二第一項の規定による特別金融商品取引業者の親会社の指定に関する件」（<https://www.fsa.go.jp/common/law/kokuji/20110422kin46.pdf>）によって、株式会社大和証券グループ本社及び野村ホールディングス株式会社が指定親会社として指定されています。

¹⁹ <https://www.jpx.co.jp/corporate/news/news-releases/1020/20220824-01.html>

Client Alert - Financial Sector

行われている公開価格設定プロセス等に係る見直しとも連携を図りつつ、IPO に関する諸施策について、順次、検討を進める旨述べたものです²⁰。

本方針では、今後の対応事項として、主に、①いわゆるディープテック企業（宇宙、素材、ヘルスケア等先端的な領域において新技術を活用して成長を目指す研究開発型企業）に関する上場審査において、中長期的な投資を行っている機関投資家等の評価の活用や、事業内容・成長可能性及びそれを実現するための事業計画・事業リスク等について想定される開示事項の整理、②IPO プロセスにおいて、有価証券届出書を上場承認前に提出する、いわゆる「S-1 方式」を活用する場合や、上場承認後に上場日を変更する場合等における実務プロセスの整理等、③ダイレクタリスティング（新株の発行を行わず、既存の株式だけを上場する方法）についての制度・実務的な在り方の検討、④事業ポートフォリオの見直し等においてスピノフ（分割型分割・株式分配）を実施する当事社が新規上場する際の上場審査の内容及び上場プロセスの検討等が挙げられています。

これらの検討事項については、これから IPO を目指す上場準備企業のみならず、主幹事証券会社として IPO プロセス全般に関与する証券会社や、企業価値の評価主体や投資家として IPO に関与するファンド・アセットマネージャーをはじめ、金融セクターの各事業者にとって、大きな影響を及ぼすことが予想されます。本方針に基づく具体的な制度改正等の内容については、今後議論が進められていくものと思われませんが、今後の動向が注目されます。

（以上、5. 証券（一種、二種、金融仲介）について）

パートナー 宮田 俊
☎ 03-6266-8732
✉ suguru.miyata@mhm-global.com
アソシエイト 平川 諒太郎
☎ 03-5223-7712
✉ ryotaro.hirakawa@mhm-global.com

6. アセットマネジメント（投資信託、投資一任、ファンド、投資助言）

(1) 海外の資産運用会社等が行う第二種金融商品取引業に係る英語での登録申請書等の提出

金融庁は、2022年8月31日、「金融商品取引業等に関する内閣府令第二条第一項の規定に基づき金融庁長官が定める書類を定める件の一部を改正する件（案）」を公表しました²¹。

²⁰ 本方針に関しては、当事務所の Client Alert 2022年9月号においてもご紹介しています。

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00065422/20220905-015658.pdf>

²¹ <https://www.fsa.go.jp/news/r4/shouken/20220831/20220831.html>

Client Alert - Financial Sector

日本に参入する海外の資産運用会社等が行う第二種金融商品取引業のうち一定の要件を満たすものについて、英語での登録申請書等の提出を認めることを内容としています。

具体的には、海外の資産運用会社等が行う登録申請について、①特定投資家を相手方として行う第二種金融商品取引業であって、②取り扱う有価証券が国内外の集団投資スキーム持分であり、その運用者が、申請者のグループ会社である場合を新たに特例の対象とすることが提案されています。

(2) 「合同会社」による社員権の取得勧誘に係る改正の施行

Client Alert - Financial Sector Vol.1²²でお知らせのとおり、金融庁は、2022年6月22日、「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」を公表し、パブリックコメント手続きを行っておりましたが、2022年9月12日、その結果が公表されました²³。改正は、当初案から変更なく成立し、2022年9月12日付で公布、2022年10月3日から施行されます。

改正の内容の詳細は、Client Alert - Financial Sector Vol.1 4ページをご参照ください。

(3) 投資信託協会の定款諸規則等の英語版掲載

一般社団法人投資信託協会は、2022年8月31日、同協会の定款諸規則等(基準日:2022年1月31日)の英語版を公表しました²⁴。

(4) 投資信託協会による「新しい資本主義の実現に向けた資産運用業界からの提言」の公表

一般社団法人投資信託協会は、2022年7月22日、「新しい資本主義の実現に向けた資産運用業界からの提言」等を公表しました²⁵。

本提言は、2022年6月7日に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」に民間の立場から応えたものとされています。

新しい資本主義のための投資信託等の貢献として、①投資信託等を通じた資産形成による豊かな社会の実現、②ESG投資等による持続可能な社会の実現、③スタートアップへの投資の促進の3点について考え方が示されており、このうち、③に関しては、今後の検討として、(a)スタートアップ、非上場企業に投資する上場投資法人の組成、上場、(b)リスク許容度の高い投資家を対象としたスタートアップ、非上場企業に

²² <https://www.mhmjapan.com/content/files/00065225/20220725-054016.pdf>

²³ <https://www.fsa.go.jp/news/r4/shouken/20220912/20220912.html>

²⁴ <https://www.toushin.or.jp/topics/2022/22615>

²⁵ <https://www.toushin.or.jp/topics/2022/22604>

Client Alert - Financial Sector

投資する私募投信の組成、販売、(c)非上場企業が発行する株式の組み入れに係る適切な枠組みの整備を行うとしている点が注目されます。

このほか、政府に期待する具体的な施策として、①具体的な数値目標の設定、②実践的な金融経済教育の推進（官民の取組体制の法制化）、③NISA、つみたてNISAの抜本的拡充、④DC、iDeCoの改革、⑤資産形成を促すための措置の導入が提言されています。

（以上、6. アセットマネジメント（投資信託、投資一任、ファンド、投資助言）について）

カウンセラー 白川 剛士
☎ 03-6266-8736
✉ tsuyoshi.shirakawa@mhm-global.com

7. バンキング、ストラクチャードファイナンス

(1) 法制審議会担保法制部会における事業担保権の議論

2022年8月9日、法務省の法制審議会担保法制部会の第22回会議が開催され、いわゆる事業担保制度・事業担保権について議論が行われました²⁶（事業担保構想を唱える先行資料としては、金融庁「事業者を支える融資・再生実務のあり方に関する研究会」による「論点整理」（2020年12月25日公表）²⁷及び「論点整理 2.0」（2021年11月30日公表）²⁸と、中小企業庁「中小企業が使いやすい譲渡担保制度の実現に向けた提案」（2021年3月31日公表）²⁹があります。）。

同部会では、「事業担保制度の導入に関する総論的な検討課題」として、事業担保制度導入の是非、事業担保権を利用することができるものの範囲、事業担保権の対象となる財産の範囲について議論されたほか、より具体的なテーマとして事業担保権の効力（事業担保権の設定、対抗要件・他の担保権との優劣関係、優先弁済権の範囲等）についても検討されました。9月19日現在、当該部会の議事録は公表されていませんが、部会資料としては、事業担保権の設定者からは個人が除外され、担保対象としては法人の総財産とする方向が打ち出されています。一方、各論的な事業担保権の効力に関する論点（上記のほか、事業担保権の実行、事業担保権の倒産法上の扱いについても数多くの論点が検討されています。）については、部会資料として明確な方向性を示すには至っておらず、法制化の方向性が固まるまでには更なる議論を待つ必要があるものと考えられます。

²⁶ https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900001_00150.html

²⁷ <https://www.fsa.go.jp/singi/arikataken/rontenseiri.pdf>

²⁸ <https://www.fsa.go.jp/singi/arikataken/rontenseiri2.pdf>

²⁹ https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/jyouto_tanpo.html

Client Alert - Financial Sector

(以上、7. バンキング、ストラクチャードファイ
ナンスについて)

シニア・アソシエイト 久保 圭吾
☎ 03-6266-8975
✉ keigo.kubo@mhm-global.com

8. 資金移動、前払式支払手段、電子決済等代行業

(1) 資金移動業者への全銀システムへの参加資格の拡大

一般社団法人全国銀行資金決済ネットワークは、2022年9月15日、「全銀システム参加資格拡大の決定について」を公表しました³⁰。

これまで銀行等の預金取扱金融機関に限定していた全銀システムの参加資格を、本年10月を目前に、資金移動業者へ拡大することとされています。参加要件として、純資産額が負の値ではないこと、法令及び業務方法書その他の規則に基づき内国為替業務を適切に遂行できる経営体制及び運用体制を整備していることが求められることとされています。

(2) 全銀システムに参加する資金移動業者の監督に係る事務ガイドラインの改正案

金融庁は、2022年8月5日、「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）」の一部改正（案）を公表しました³¹。

資金移動業者が全銀システムに参加することができるようになることを踏まえ、全銀システムに参加する資金移動業者への監督上の対応として、担保差入や資金の入金ができない場合に当局宛て報告を求めること、全銀システム等の外部サービスの利用についても外部委託に準じたリスク管理を行うこと、危機管理マニュアル及び業務継続計画（BCP）の策定等を求めることが提案されています。

(以上、8. 資金移動、前払式支払手段、電子決済
等代行業について)

カウンセラー 湯川 昌紀
☎ 03-6266-8764
✉ masaki.yukawa@mhm-global.com

³⁰ https://www.zengin-net.jp/announcement/pdf/announcement_20220915.pdf

³¹ <https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20220805/20220805.html>

Client Alert - Financial Sector

9. クレジットカード（割販法）

(1) インターチェンジフィーの標準料率の公表

公正取引委員会が2022年4月8日に公表した「クレジットカードの取引に関する実態調査報告書」³²、及び経済産業省が同年3月22日に公表した「キャッシュレス決済の中小店舗への更なる普及促進に向けた環境整備検討会」の取りまとめ³³では、「クレジットカードや他の決済方法の加盟店管理市場において、加盟店・アクワイアラ間の加盟店手数料の交渉や、アクワイアラ間の競争を促進する観点から、自らがカード発行や加盟店管理を行わない国際ブランドにあつては、我が国においても、インターチェンジフィーの標準料率を公開することが適当である。」等との考え方が示されていきました。

これを踏まえ、公正取引委員会及び経済産業省では、国際ブランドにおけるインターチェンジフィーの標準料率の公開に向けた取組を進めてきたところ、今般、Mastercard、Union Pay（銀聯）及びVisaにおいて、本年11月末を目途として、インターチェンジフィーの標準料率が公開されることとなりました。

（以上、9. クレジットカード（割販法）について）

カウンセル 篠原 孝典
☎ 03-6266-8783
✉ takanori.shinohara@mhm-global.com

10. 犯収法

(1) FATF 対日相互審査フォローアップ報告書（第1回）の公表

マネー・ローンダリングやテロ資金供与、拡散金融（以下「マネロン等」といいます。）への対策に関する政府間会合であるFATF（金融活動作業部会）において、2022年8月に、対日相互審査フォローアップ報告書（第1回）が承認され、9月13日に公表されました³⁴。

FATFでは、加盟国がマネロン等への対策に関する国際基準（FATF勧告）の履行を担保するため、定期的に相互審査を実施しています。2022年8月に日本に対する4回目の相互審査の結果が公表されましたが、対日相互審査フォローアップとは、当該相互審査後の法令等の整備状況につきFATFに対し報告するプロセスです。報告頻度は、相互審査の結果に応じて定められており、重点フォローアップ国に該当する日本は、毎年、報告が求められるところ、今回の報告は第1回目となります。

³² <https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2022/apr/220408.html>

³³ https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/cashless_payment/20220318_report.html

³⁴ <https://www.fatf-gafi.org/publications/mutualevaluations/documents/fur-japan-2022.html>

Client Alert - Financial Sector

FATF の相互審査は、法制度の有効性（IO 審査）と法令等の整備状況の審査（TC 審査）が行われ、それぞれ 4 段階で評価が行われますが、第 1 回のフォローアップでは、IO 審査に関する改善状況が報告されています。

IO 審査は 40 項目あるところ、日本は、PC（Partially-Compliant：部分的適合）と評価された 10 項目、NC（Non-Compliant：不適合）と評価された 1 項目について、3 年を目途に対処することが期待されています。第 1 回のフォローアップでは、政府一体となってマネロン等の対策に取り組むための「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」を設置し、同会議において「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」（行動計画）を策定したこと等が評価され、PC と評価されていた勧告 2（国内関係当局間の協力）について、LC（Largely-Compliant：概ね適合）へと再評価が行われました。

金融機関においても、今後のフォローアップ報告に向けた対応として、引き続き、行動計画に沿って法令やガイドラインにおいて求められている態勢の整備が求められることとなります。

(2) 「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問（FAQ）」の改訂版公表

金融庁は、2022 年 8 月 5 日、「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問（FAQ）」（以下「マネロン FAQ」といいます。）の改訂版を公表しました³⁵。

マネロン FAQ は、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（マネロンガイドライン）に対する関係者の理解の向上に資することを目的として、2021 年 3 月に策定・公表されました。マネロン FAQ の改訂は、金融当局において実施したモニタリング等の結果等を踏まえ実施されています。改訂の内容としては、以下の 4 件の新設の Q&A が追加されているほか、既存の Q&A についても具体例の追加等が行われています。

- ① マネロンリスクのある商品・サービスを提供している者に対して、自社がサービスを提供している場合における当該提供先のリスクの検証方法（II-2(1)【対応が求められる事項】①Q3）
- ② リスクを特定するための包括的かつ具体的な検証における、第 1 線及び第 2 線の連携・協働の方法に関する留意点（II-2(1)【対応が求められる事項】⑤Q2）
- ③ 顧客リスク評価を見直すための調査に顧客が応じることができない場合の対応方法（II-2(3)(ii)【対応が求められる事項】⑩Q13）
- ④ 海外送金等において、送金人及び受取人の情報が欠落している場合等に想定される措置の具体例（II-2(4)(i)【対応が求められる事項】②Q2）

³⁵ https://www.fsa.go.jp/news/r4/202208_amlcft_faq/202208_amlcft_faq.html

Client Alert - Financial Sector

(以上、10. 犯収法について)

シニア・アソシエイト 白根 央
☎ 03-6266-8917
✉ hiroshi.shirane@mhm-global.com

11. データ・セキュリティ

(1) 「積極的サイバー防御」の体制導入の検討

2022年9月13日付で、政府が、重要インフラ等に対するサイバー攻撃への防衛強化のため、システムやネットワークへの侵入や不審な通信の解析等の権限を平時から政府に認めることを柱とし、攻撃元のデータやファイル等を無力化する対抗措置を取ることができるようにすることも選択肢に入れた「積極的サイバー防御」の体制を導入する検討を開始し、2022年末までに改定する国家安全保障戦略に方針を盛り込む方向で調整が進められていることが報じられました³⁶。このような防御策は「アクティブ・サイバー・ディフェンス（Active Cyber Defence: ACD）」とも呼ばれ、海外でも導入・議論がされているものです³⁷。

但し、この用語には確立した定義がありません。例えば、2021年9月28日に閣議決定された「サイバーセキュリティ戦略」³⁸では、「積極的サイバー防御」とは、脆弱性対策等の、サイバー関連事業者³⁹等と連携し、脅威に対して事前に積極的な防御策を講じていく取組みをいう⁴⁰とされており、報道にある「攻撃元のシステムへの侵入」や「システムの無力化」といった相手方へのアクションは含まれていません⁴¹。また、米英でいう「アクティブ・サイバー・ディフェンス」にも、これらの相手方へのアクションは含まれていないと考えられます。

これらのアクションは、日本法だと、不正アクセス禁止法違反（3条、11条等）や、不正指令電磁的記録に関する罪（刑法168条の2、168条の3）等への該当性が問題となります。今回の報道では、これらのアクションの実施が選択肢に入っていると見

³⁶ <https://www.yomiuri.co.jp/politics/20220912-OYT1T50308/>

³⁷ 例えば、米国の国家安全保障局（National Security Agency: NSA）や、英国国家サイバーセキュリティセンター（National Cyber Security Centre: NCSC）のウェブページをご参照ください。

<https://apps.nsa.gov/iad/programs/iad-initiatives/active-cyber-defense.cfm>

<https://www.ncsc.gov.uk/section/active-cyber-defence/introduction>

³⁸ 同戦略23ページをご参照ください。 <https://www.nisc.go.jp/pdf/policy/kihon-s/cs-senryaku2021.pdf>

³⁹ インターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備、情報通信技術の活用又はサイバーセキュリティに関する事業を行う者をいいます（サイバーセキュリティ基本法7条）。具体的には、インターネットサービスプロバイダ（ISP）や、セキュリティベンダー等が念頭に置かれていますが、これらに限りません。

⁴⁰ なお、「積極的サイバー防御」という単語は、2018年に閣議決定された旧サイバーセキュリティ戦略において初めて言及されています。

<https://www.nisc.go.jp/pdf/policy/kihon-s/cs-senryaku2018.pdf>

⁴¹ これらは、同戦略にいう「積極的サイバー防御」ではなく、同戦略32ページで言及されている「サイバー攻撃に対する抑止力の向上」としての、「わが国への攻撃に対して当該攻撃に用いられる相手方によるサイバー空間の利用を妨げる能力」とも考えられます。

Client Alert - Financial Sector

受けられ、一定の条件の下でこれらを正当化するための法改正を視野に入れていると推測されます。

(2) 警察庁：サイバー空間をめぐる脅威の情勢等（2022年上半期）

2022年9月15日、警察庁は、「令和4年上半期におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」を公表しました⁴²。サイバー空間に対する脅威の情勢として、ランサムウェア被害やサプライチェーン全体に影響を及ぼす事案等のほか、警察における取り組み等が紹介されています。

また、ランサムウェアの被害件数が2020年下半期以降右肩上がり増加していること、インターネットバンキングに係る不正送金事犯が2020年以降件数、被害額ともに減少している一方で、フィッシングの報告件数が右肩上がり増加していること等がデータとして示されており参考になります。

(以上、11. データ・セキュリティについて)

シニア・アソシエイト 蔦 大輔
☎ 03-6266-8769
✉ daisuke.tsuta@mhm-global.com
アソシエイト 塩崎 耕平
☎ 03-5293-4860
✉ kohei.shiozaki@mhm-global.com

12. サステナビリティ

(1) 「気候関連リスクに係る共通シナリオに基づくシナリオ分析の試行的取組について」の公表

金融庁は、2022年8月26日、「気候関連リスクに係る共通シナリオに基づくシナリオ分析の試行的取組について」（以下「本試行的取組」といいます。）を公表しました⁴³。これは、サステナブルファイナンス有識者会議報告書⁴⁴における提言を受け、金融庁、日本銀行及びメガバンク3社が連携して行った、NGFSが公表するシナリオ⁴⁵を共通シナリオとしたシナリオ分析の試行的取組（パイロットエクササイズ）の分析結果及び主な論点・課題について取りまとめたものです。

⁴² https://www.npa.go.jp/publications/statistics/cybersecurity/data/R04_kami_cyber_jousei.pdf

⁴³ <https://www.fsa.go.jp/news/r4/ginkou/20220826-2/20220826.html>

⁴⁴ <https://www.fsa.go.jp/news/r2/singi/20210618-2.html>

⁴⁵ NGFSとは、2017年12月、気候変動リスクへの金融監督上の対応を検討するため、有志の中央銀行及び金融監督当局が設立したThe Network for Greening the Financial System（気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク）の略称です。本試行的取組は、NGFSが公表するシナリオのうち「Net Zero 2050」、「Delayed transition」、「Current policies」の3シナリオを使用した分析を行っています。

https://www.ngfs.net/sites/default/files/medias/documents/ngfs_climate_scenarios_for_central_banks_and_supervisors_.pdf.pdf

Client Alert - Financial Sector

本試行的取組においては、NGFS が公表するシナリオのうち「Net Zero 2050」、
「Delayed transition」、「Current policies」の3シナリオをもとに金融庁及び日本銀行が設定した基本的な枠組みをもとに、各金融機関が銀行・損害保険のそれぞれにおけるリスク分析を行っています。

これらの検討の結果を踏まえ、金融庁及び日本銀行においても「金融庁・日本銀行としても、今後、エクササイズを通して明らかになった課題への対応の方向性を含め、シナリオ分析の手法や活用方法について金融機関と議論を進めるとともに、本エクササイズで特定された課題を国際会議等で共有するなど、標準的なシナリオの拡充や国際的なデータの整備等へも貢献していく」とされており、当局における今後の動向が注視されます。

(以上、12. サステナビリティについて)

パートナー 宮田 俊

☎ 03-6266-8732

✉ suguru.miyata@mhm-global.com

アソシエイト 平川 諒太郎

☎ 03-5223-7712

✉ ryotaro.hirakawa@mhm-global.com

Client Alert - Financial Sector

セミナー情報

<https://www.mhmjapan.com/ja/seminars/index.html>

- セミナー [『サステナビリティ開示の最新動向～ディスクロージャーワーキング・グループ報告が示す義務化の方向性～』](#)
視聴期間 2022年8月23日（火）～2022年12月31日（日）配信
講師 宮田 俊
主催 Business & Law 合同会社

- セミナー [『コンテンツ分野における NFT の法的課題』](#)
開催日時 2022年9月30日（金）15:00～17:30
講師 増田 雅史
主催 一般社団法人日本動画協会

- セミナー [『第 4985 回投資型クラウドファンディングと株主コミュニティ制度の最新動向～市場制度 WG 中間整理の議論を踏まえて～』](#)
開催日時 2022年10月6日（木）13:30～15:30
講師 宮田 俊
主催 株式会社 FN コミュニケーションズ

- セミナー [『有価証券報告書における「サステナビリティ」開示～金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」の最新の議論を踏まえて～』](#)
開催日時 2022年10月14日（金）14:00～16:00
講師 宮田 俊
主催 一般社団法人企業研究会

- セミナー [『スタートアップ投資・M&A や VC 出資の近時の動向・実務—事業会社・金融機関等の観点を中心に—』（第 211 回ビジネスロー研究会）](#)
開催日時 2022年10月19日（水）15:00～17:00
講師 飯島 隆博、岡野 貴明
会場 ※オンライン開催
主催 森・濱田松本法律事務所

上記のセミナーにつきましては、※会員制ポータルサイト「[MHM マイページ](#)」にてお申込みを受け付けております（申込期限：2022年10月14日（金））。

※MHM マイページのご登録がお済みでない方は、[こちら](#)より新規登録の上でお申込みをお願いいたします。

Client Alert - Financial Sector

- セミナー [『音楽著作権の専門家から見たニューテクノロジー～NFT・メタバースの基礎と音楽ビジネスへの影響～』](#)
 開催日時 2022年10月21日（金）18:30～20:00
 講師 増田 雅史
 主催 芝浦工業大学
- セミナー [『VC/PE ファンドの組成とこれらのファンドへの投資に係る法務と実務～改正を含めた規制対応や組合契約書の重要な着眼点など、VC/PE について、ファンド側と投資家側の双方の観点から実務を詳説～』](#)
 開催日時 2022年10月24日（月）13:30～16:30
 講師 中野 恵太
 主催 株式会社金融財務研究会
- セミナー [『第 5001 回金融ファクシミリ新聞社セミナー「セキュリティ・トークン・オファリング \(STO\) の法律実務～不動産 STO・社債 STO の最新動向を中心に～」』](#)
 開催日時 2022年10月26日（水）13:30～16:30
 講師 石橋 誠之
 主催 株式会社 FN コミュニケーションズ
- セミナー [『第 5008 回金融ファクシミリ新聞社セミナー「プロジェクトファイナンスの実務～リスク分担の押さえておくべきポイント～」』](#)
 開催日時 2022年11月9日（水）13:30～16:30
 講師 末廣 裕亮
 主催 株式会社 FN コミュニケーションズ

文献情報

<https://www.mhmjapan.com/ja/publications/index.html>

- 書籍 『NFT ビジネス見るだけノート 韓国語版』
 出版社 The Initiative
 著者 増田 雅史
- 論文 「わが国スタートアップに足りない「色の付いた資金調達」」
 掲載誌 週刊金融財政事情
 著者 増島 雅和
- 論文 「第 208 回通常国会で成立した主な法律と実務への影響」
 掲載誌 旬刊経理情報
 著者 古橋 悠

Client Alert - Financial Sector

- 論文 「NFT の利活用と政策動向」
- 掲載誌 商工ジャーナル
- 著者 増田 雅史

NEWS

<https://www.mhmjapan.com/ja/news/all/all/list.html>

➤ 林 眞琴 弁護士が入所しました

当事務所は、2022年8月1日付で、本年6月に検事総長を退官した林 眞琴 弁護士を客員弁護士として迎えました。

林弁護士は、東京地方検察庁特別捜査部等で捜査・公判実務に携わり、東京高等検察庁検事長、検事総長等として各種刑事事件の処理を指揮する一方、法務省矯正局総務課長、最高検検察改革推進室長、法務省刑事局長として、刑事立法作業のみならず検察改革においても中心的な役割を果たしてこられました。

林弁護士が当事務所に参加し、当事務所のリソースを活用することで、同弁護士は、その広い視野からの識見・経験を社会に還元することが可能となり、当事務所としても、公益増進に寄与するとともに、これらの分野における依頼者のニーズに、よりの確に対応できるものと考えております。

当事務所としても、林弁護士の入所により、企業関係の刑事法務や危機管理において、更に充実したリーガルサービスを提供できるよう努めてまいります所存です。

➤ 村田 渉 弁護士が入所しました

当事務所は、2022年9月1日付で、村田 渉 弁護士を客員弁護士として迎えました。

村田弁護士は、2020年12月に東京高等裁判所部総括判事を定年退官されるまでの間、裁判実務の第一線で数多くの事件に携わってきたことに加え、司法研修所民事裁判教官、同第一部上席教官や法科大学院教授を務めるなど、法曹養成、教育における豊富な経験と実績を有しております。

村田弁護士の入所により、当事務所は、民事訴訟を中心とする紛争処理の分野において、さらに充実したリーガルサービスを提供できるよう努めてまいります所存です。

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com